

認定NPO法人認定に伴う寄付金控除のご案内

NPO法人ソフトボール・ドリームは、設立以降の活動が評価され、群馬県から、2014年2月28日付で仮認定NPO法人、続いて、2017年2月16日付で認定NPO法人の認証を取得出来ました。

「運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するNPO法人」と認められたことになり、ご支援、ご協力頂いた皆様のお蔭と感謝しております。

これに伴い、当法人へのご寄付は税務確定申告によって、所得税(住民税)、法人税、相続税が寄付金控除の対象となります(認定期間：2017年2月16日～2022年2月15日の5年間)。

【ご注意】：正会員の会費は控除対象となりません。

賛助会員の会費は、当法人へのサポート会費(寄付金と同等扱い)となり、控除対象です。

○

<税制優遇について>

1. 個人の方からのご寄付

個人が認定法人に対し寄付した場合には、特定寄付金とみなされ、「所得控除」と「税額控除」のいずれか有利な方の選択ができます。

(1) 寄付金控除(所得控除)

その年中に支出した特定寄付金の額の合計から2,000円を控除した金額をその年分の総所得金額から控除

【算式】

「寄付金合計額 - 2,000円」 = 寄付金控除額

* 特定寄付金の額の合計額は、総所得金額の40%相当額が限度です。

(2) 認定法人寄付金特別控除(税額控除)

その年中に支出した認定法人に対する寄付金の額の合計額から2,000円を控除した金額の40%相当額を、その年分の総所得税額から控除

【算式】

(認定法人に対する寄付金合計額*1 - 2,000円) × 40% = 税額控除額*2

*1 認定法人に対する寄付金の額の合計額は、総所得金額の40%相当額が限度です。

*2 税額控除額は、所得税額の25%相当額が限度です。

[控除申請手続き]

寄付をした日を含む年分の確定申告書提出の際に、確定申告書に記載した特定寄付金の明細書と認定法人が発行する「寄付金受領証明書」を添付又は提示する必要があります。

* 住民税についても寄付金控除が認められる場合があります。

詳細につきましては、お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。

2. 法人からのご寄付

法人が認定法人に対し寄付した場合には、一般寄付金の損金算入限度額とは別に、特定公益法人に対する寄付金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。なお、寄附金の額合計額が特別損金算入限度額を超える場合は、その超える部分の金額は、一般寄付金の額と合わせて、一般寄付金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

①一般寄付金の損金算入限度額

【算式】

(資本金等の額 × 当期の月数 / 12 × 2.5 / 1,000 + 所得金額 × 2.5 / 100) × 1/4

◆計算例：資本金等の額2,000万円、所得の金額1,400万円、1年決算法人の場合

(2,000万円 × 12 / 12 × 2.5 / 1,000 + 1,400万円 × 2.5 / 100) × 1/4 = 10万円

②特別損金算入限度額

【算式】

$$(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 3.75 / 1,000 + \text{所得金額} \times 6.25 / 100) \times 1/2$$

◆計算例：資本金等の額2,000万円、所得の金額1,400万円、1年決算法人の場合

$$(2,000 \text{万円} \times 12 / 12 \times 3.75 / 1,000 + 1,400 \text{万円} \times 6.25 / 100) \times 1/2 = 47 \text{万} 5 \text{千円}$$

※上記の特別損金算入限度額の計算式は、2014年3月31日以後に開始する事業年度に適用されます。

[控除申請手続き]

寄付を支出した日を含む事業年度の確定申告書に必要事項を記入し提出ください。

また、認定法人が発行する「寄付金受領証明書」は保存しておく必要があります。

* 詳しくは、お近くの税務署・内閣府・国税庁のホームページ等にてご確認ください。

3. 相続または遺贈によるご寄付

相続または遺贈により財産を取得した方が、その所得した財産を相続税の申告期限までに認定法人に対しご寄付頂いた場合には、一部の場合を除き、その寄付金額は、相続税が非課税となります。

[控除申請手続き]

相続税の申告書に必要事項を記入の上、認定法人が発行する「寄付金受領証明書」を添付して税務署へ提出の必要があります。

* なお、相続・遺贈のご寄付をいただける場合には、事前にご連絡くださいますようお願い申し上げます。

以上